照明器具―第２―３部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	C8105―２―３
低圧開閉装置及び制御装置―第２―１部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）	C8201―２―１
低圧開閉装置及び制御装置―第２―２部：漏電遮断器	C8201―２―２
家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ―第１部：一般要求事項	C8281―１
鋼の焼入性試験方法（一端焼入方法）	G0561
鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯	G3132
冷間圧延鋼板及び鋼帯	G3141
一般構造用溶接軽量Ｈ形鋼	G3353
配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管	G3468
亜鉛めっき鋼より線	G3537
亜鉛めっき鋼線	G3548
繊維製品の皮膚一次刺激性試験方法―培養ヒト皮膚モデル法	L1918
学校用家具―教室用机・椅子	S1021
長靴	S5005
図書館統計	X0814
識別カード―非接触（外部端子なし）ＩＣカード―近傍型―第１部：物理的特性	X6323―１
識別カード―非接触（外部端子なし）ＩＣカード―近傍型―第２部：電波インタフェース及び初期化	X6323―２
識別カード―非接触（外部端子なし）ＩＣカード―近傍型―第３部：衝突防止及び伝送プロトコル	X6323―３
ロックウェル硬さ試験―試験方法	Z2245

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年９月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年９月20日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

廃止された日本工業規格

電磁鋼帯試験方法	C2550
試験所間比較による技能試験　第１部：技能試験スキームの開発及び運営	Q0043―１
試験所間比較による技能試験　第２部：試験所認定機関による技能試験スキームの選定及び利用	Q0043―２
環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）の審査登録機関に対する一般要求事項	Q0066

告　示

最低賃金の改正決定に関する公示

石川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月20日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間686円」を「１時間687円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月20日

山梨労働局長　山口　　晃

第４号中「１時間689円」を「１時間690円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月20日

滋賀労働局長　齋藤　文昭

第４号中「１時間706円」を「１時間709円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛媛県最低賃金（昭和55年愛媛労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月20日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間644円」を「１時間647円」に改める。

熊本労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金（昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月20日

熊本労働局長　峯　作二郎

第４号中「１時間643円」を「１時間647円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大分県最低賃金（昭和55年大分労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月20日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間643円」を「１時間647円」に改める。

統　計

機械受注統計調査報告（平成23年７月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による（巻末の別紙参照）。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成22年７～９月	10～12月	23年１～３月	４～６月	23年４月	５月	６月	７月
受注総額	59,380	61,589	67,789	61,253	20,354	19,893	21,005	18,629
	(　6.5)	(　3.7)	(　10.1)	(　−9.6)	(　3.1)	(　−2.3)	(　5.6)	(　−11.3)
	〔　25.5〕	〔　15.7〕	〔　18.8〕	〔　9.4〕	〔　3.7〕	〔　14.7〕	〔　10.4〕	〔　−5.9〕
民需	26,640	26,554	27,362	27,926	8,461	8,873	10,591	8,912
	(　9.5)	(　−0.3)	(　3.0)	(　2.1)	(　2.8)	(　4.9)	(　19.4)	(　−15.9)
	〔　16.1〕	〔　13.6〕	〔　10.8〕	〔　15.4〕	〔　−3.6〕	〔　20.1〕	〔　28.2〕	〔　2.5〕
〃（船舶・電力を除く）	21,596	20,660	21,813	22,351	7,119	7,334	7,897	7,252
	(　5.6)	(　−4.3)	(　5.6)	(　2.5)	(　−3.3)	(　3.0)	(　7.7)	(　−8.2)
	〔　13.9〕	〔　5.6〕	〔　8.9〕	〔　9.8〕	〔　−0.2〕	〔　10.5〕	〔　17.9〕	〔　4.0〕
製造業	9,477	9,314	9,807	9,783	3,194	3,149	3,440	3,261
	(　13.2)	(　−1.7)	(　5.3)	(　−0.2)	(　−2.7)	(　−1.4)	(　9.3)	(　−5.2)
	〔　34.4〕	〔　11.5〕	〔　16.3〕	〔　17.2〕	〔　7.4〕	〔　22.5〕	〔　21.1〕	〔　3.2〕
非製造業（船舶・電力を除く）	12,221	11,600	11,761	12,344	4,058	3,841	4,445	4,383
	(　2.5)	(　−5.1)	(　1.4)	(　5.0)	(　2.9)	(　−5.4)	(　15.7)	(　−1.4)
	〔　2.3〕	〔　0.3〕	〔　3.5〕	〔　4.2〕	〔　−5.2〕	〔　1.5〕	〔　15.4〕	〔　5.8〕